

令和3年9月県議会定例会提出議案の概要
(議案第26号)

予算案の概要

今回の補正は、国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長等に伴い、必要となる経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計 50億1,823万円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6,792億5,396万4千円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金 49億9,612万4千円

繰 入 金 2,210万6千円

です。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今回補正額	計
衛 生 費	60,997,819	4,238,963	65,236,782
商 工 費	58,670,985	779,267	59,450,252
一 般 会 計 合 計	674,235,734	5,018,230	679,253,964

○ 主な事業(新型コロナウイルス感染症対策)

- ・ 感染症対策休業要請等協力金事業(福祉保健課) 3,814,160千円
(補正後:18,614,125千円)

国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長による飲食店等への営業時間短縮要請等に伴い、協力金を支給するための経費

(飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給額)

○まん延防止等重点措置区域

- ・ 中小企業 売上規模に応じて、1店舗1日当たり3万円～10万円の範囲で支給
- ・ 大企業 売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり20万円を上限として支給

○上記以外の地域

- ・ 中小企業 売上規模に応じて、1店舗1日当たり2.5万円～7.5万円の範囲で支給
- ・ 大企業 売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり20万円又は前年度(前々年度)の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額を上限として支給

- ・ 宮崎県重症化予防センター運営事業(医療薬務課) 148,694千円
自宅・宿泊療養者の重症化予防のための臨時の医療施設を運営するための経費

- ・ 自宅療養者に対する健康観察体制確保事業(健康増進課) 216,641千円
(補正後:427,029千円)

自宅療養者に対し、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品を配付するための経費

- ・ 感染患者入院費公費負担(健康増進課) 59,468千円
(補正後:108,800千円)

医療機関における抗体カクテル療法に係る医療費の公費負担に要する経費

- ・ 飲食関連事業者等緊急支援事業(商工政策課) 58,267千円
(補正後:329,665千円)

飲食店等への営業時間短縮要請により大きく影響を受ける飲食関連事業者等を支援するための経費

(対象者) 飲食店等への営業時間短縮要請により、直接的に大きな影響を受けた事業者
※営業時間短縮要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く。

(主な要件) ①対象月の売上が前年又は前々年の同月売上と比較して50%以上減少していること

②減収前の月の売上が10万円以上であること

(支給額) 1事業者あたり 10万円(月額)

※国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が10月以降に適用された場合は、国の月次支援金と本事業で支給される支援金のいずれかを事業者が選択して申請できるものとする。

・ 県内事業者緊急支援事業(商工政策課)

721,000千円

(補正後:2,783,921千円)

国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長による行動要請等に伴い影響を受けている県内全域の事業者に対し、支援金を上乗せして支給するための経費

(対象者) 全ての業種の県内中小企業・小規模事業者

※営業時間短縮要請に係る協力金を受給した飲食店等を除く。

(主な要件) <上乗せ分>

①令和3年8月及び9月の売上が、前年又は前々年の同月売上と比較していずれも50%以上減少していること

②減収前の8月及び9月の売上合計額が20万円以上であること

※①、②いずれも、比較対象は同年の8月及び9月に限る。

(支給額) 上乗せ額 1事業者あたり10万円